

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
教育庁 施設財務課	通勤手当について、病気休暇により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【令和８年４月１日付け改正前の職員の通勤手当に関する規則】 第20条 （中略）出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の１日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）
	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	
	A	令和７年10月から 令和８年３月まで	113,250円	102,160円	11,090円	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和８年５月29日から同年８月27日まで）